

個人情報保護法の改正に関するトピック一覧(作成途中)
 (※完成版はワード換算で40頁程度となる予定)

正式名称	略称
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)	ガイドライン
個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)	個人情報Q&A
個人情報保護委員会事務局令和4年6月7日事務連絡「改正個人情報保護法の施行に向けた情報提供について」	個人情報事務連絡
個人情報保護委員会「全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方」	個人情報考え方
鳥取県個人情報保護条例改正案の概要について(パブリックコメント資料)	鳥取県当局
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会答申第71号	神奈川県審議会
北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第363号	北海道審査会
改正個人情報保護法と札幌市個人情報保護条例との主な相違点及び考え方	札幌市当局
京都市情報公開・個人情報保護審議会「京都市における個人情報保護制度の見直しについて答申(案)」(令和4年8月14日時点)	京都市審議会
神戸市個人情報保護審議会「今後の個人情報保護制度のあり方」答申	神戸市審議会
横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について答申	横浜市審査会(個人情報保護)
横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正について答申	横浜市審査会(情報公開)
改正個人情報保護法と春日部市個人情報保護条例との主な相違点及び対応の方向性	春日部市当局
高槻市個人情報保護運営審議会令和3年度答申第4号	高槻市審議会
宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』	新・個人情報保護法の逐条解説
兼子仁『新版情報公開審査会Q&Aマニュアル』	情報公開審査会Q&Aマニュアル
湯浅壱道「自治体における個人情報保護の課題」(https://in-law.jp/archive/taikai/2012/bunkakai5-yuasa.pdf)	自治体における個人情報保護の課題

(※完成版では10以上の答申等を追加予定)

	トピック	改正内容	検討ポイント	備考
	条例の形式・名称			
	条例の形式		個人情報保護条例を廃止して新条例を制定するか、それとも個人情報保護条例の改正とするか。	個人情報保護条例を存続させることの意義。 <多くの自治体>新条例を制定？ <鳥取県当局>個人情報保護条例の改正。

対象機関				
	議会	議会は改正法の対象外(2条11項2号)。	議会を対象とする条例を制定するか。	議会における個人情報保護の水準を低下させないために、条例化が妥当。 ＜京都市審議会＞適用対象外となる実施機関の自律的な判断によるのが大前提だが、自治体と議会の個人情報保護の仕組みは、一体のルールで実施されることが、市民にとってわかりやすい。
			執行機関の条例とは別条例とするか。	条例の議案の提出者が異なるのであれば、別条例とすべき。
			審査請求に関する諮問先を執行機関が設置した審査会としていいか。	個人情報保護条例の時代から諮問先は執行機関が設置した審査会。
	公立病院・診療所、公立大学	原則として民間と同様の規律となる(58条2項1号、125条1項)。	人事、監査等は第5章が適用されるか。	＜個情委考え方整理番号128＞一般的には、病院に置かれる管理者の責任の下で完結したガバナンスが働く業務については、「病院の運営の業務」に該当するものと考えられる。
	財産区	財産区も特別地方公共団体の一つとして改正法の対象となる(2条11項2号)。	財産区の議会で条例を制定するか。	＜自治体における個人情報保護の課題P9＞財産区には条例を制定する権限がないと解されている→財産区自体に個人情報保護条例の制定を義務付けることは困難。改正前個人情報保護法5条・11条を理由として、財産区に条例を制定する権能があると解することは可能か？ ＜個情委事務連絡＞条例を定める方法としては下記の方法が考えられる。 ・所管する自治体が制定する個人情報保護法施行条例の対象に含める。 ・所管する自治体において、当該財産区を適用対象とした条例を個別に制定する。
	地方独立行政法人	地方独立行政法人は地方公共団体の機関とともに「行政機関等」(2条11項4号)及び「行政機関の長等」(63条)の一つ。	改正法とともに、設立主体たる自治体の条例が適用される。	

個人情報とは				
	特定の個人の識別性	他の情報と「容易に」照合することができ(2条1項1号)。	「容易に」を求めているなかった自治体も、今後は「容易に」を求めることに。 ...検討の余地なし	<p><京都市審議会>現在の実務マニュアルでは、特定の個人を識別するための「他の情報」には、特別の調査で入手できるような情報は含まないとしている。このため、現在の運用では、当該「他の情報」については、容易に入手可能な情報としている。現状においても改正法と同様、照合の容易性が認められるため、個人情報の定義に関して実務上、現行条例と改正法で相違はないと考えられる。</p> <p><春日部市当局>容易かどうかは概念的な程度問題である。現行条例でも照合可能性の判断で様々な要素を考慮しているため、当該要件(「容易に」)の有無により特段の相違が生じる可能性は低いものと考えられる。</p>
	死者の情報	「生存する」個人に関する情報(2条1項柱書)。	死者の情報は個人情報保護法施行条例の対象外だとして、その他の措置を講じるか。 ...死者情報に関する条例・規則・要綱等。	開示請求に対する対応が主に検討されているようにも見受けられるが、取得・保存・利用・提供の段階での検討の余地もある。 <鳥取県当局>死者の情報も条例で規定する。
			死者の情報を条例で規定するとして、個人情報保護法施行条例と一本化するか(個人情報等保護条例といった名称で、個人情報と死者の情報で章立て等)、それとも別条例とするか。	<鳥取県当局>個人情報保護法施行条例と一本化。
			死者の情報の開示請求を条例化するか。	<p><新・個人情報保護法の逐条解説P54>個人情報保護条例が認めていた死者の情報の開示請求は改正法でも認められるとの趣旨。</p> <p><京都市審議会>請求者自身の個人情報として捉えることのできない情報については、開示請求手続等について、運用面での手当(要綱等の整備)が必要である。</p>
	条例要配慮個人	条例によって要配慮個人情報	「地域の特性その他の事情に応じて」の	<高槻市審議会>条例要配慮個人情報に係る

	情報	報を追加可能(60条5項)。	有無を検討。	制限規定を設けることができない点を考慮すれば、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められない。 <札幌市当局> 条例要配慮個人情報を定めたとしても、個人情報ファイル簿に記載されるだけであり(75条4項)、保有や提供等の具体的な取扱いが変わることはない。
個人情報の取扱い				
	要配慮個人情報の取扱制限	個人情報の取扱制限を超えた要配慮個人情報の取扱制限なし。	改正法の内容で保護水準は確保可能か。	<ガイドライン> 個人情報の取扱制限を超えた要配慮個人情報の取扱制限の条例化は不可。 <神奈川県審議会> 個人情報への照会への対応に「非常に遺憾」だが、自治体として法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。
	本人取得の原則	本人取得の原則は不採用。	改正法の内容で保護水準は確保可能か。	<ガイドライン> 本人取得の原則の条例化は不可。 <神奈川県審議会> 個人情報への照会への対応に「非常に遺憾」だが、自治体として法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。
	利用及び提供の制限	自治体等...「相当の理由」、それ以外...「特別の理由」(69条2項)。	改正法の制限を超える制限を課していた自治体も、今後は改正法の制限で対応。 ...検討の余地なし?	審議会への諮問を必要としていた自治体につき、常に諮問が必要とすることはできないが、個別案件ごとに「特に必要であると認めるとき」に当たるとして諮問することは可能(129条)。 <ガイドライン> 類型的な審議会等への諮問の条例化は不可。 <京都市審議会> 特に必要な場合には、審議会の意見聴取をすることが重要。提供先や利用目的の可視化について、新条例で義務化することが適当。
	電子計算機処理 9結合、 電磁的方法によ		改正法の内容で保護水準は確保可能か。	<ガイドライン> 個人情報の提供制限を超えた電子計算機処理・結合、電磁的方法による提供制限の条例化は不可。

	る提供			<p><神奈川県審議会> 個人情報への照会への対応に「非常に遺憾」だが、自治体として法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。</p>
安全管理措置				
	安全管理措置に関する責任者		安全管理措置に関する行政内部の責任者を設置すべきか。	<p><京都市審議会> 責任者の設置を新条例で義務付けることが適当。現行条例の管理者責任の規定を新条例に引き継ぐことができれば、円滑な制度移行に寄与すると考える。</p>
	個人情報の漏えい等	個人情報保護委員会規則で定める個人情報の漏えい等が生じたときは、個人情報に報告するとともに、本人に通知する(68条)。	個人情報保護委員会規則で定める個人情報の漏えい等以外の個人情報の漏えい等が生じたときも、実施機関等の長への報告や本人への通知をすべきか。	<p><北海道審査会> 個人情報の漏えい事案については、個人の権利利益を害するおそれ大きいものであることから、対象人数の多寡にかかわらず、各実施機関において内容を把握し、措置を講ずる必要があると考えられる。実施機関等の長に報告させることが適当。</p> <p><京都市審議会> 行政の透明化を確保するため、国が定める本人通知の要件に該当しない漏えい等があった場合にも、本人へ通知する制度を新条例で義務付けることが適当。</p>
個人情報ファイル簿				
	個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿等の関係	従前の個人情報事務登録簿等の作成・公表の継続も可能(75条5項)。	<p>類似する二つのものを重複してまで作成するか。</p> <p>①個人情報事務登録簿等を廃止。</p> <p>②最小限の個人情報ファイル簿と重複しないものに限り、個人情報事務登録簿等を作成・公表。</p> <p>③個人情報ファイル簿の作成対象(人数・年数)・記載内容を任意的に拡大。個人情報事務登録簿等は廃止又は②と同様。</p> <p>④重複をいとわず二つとも作成・公表。</p>	<p>自治体ごとに一番対応が分かれそうなポイント？</p> <p><神奈川県審議会> 必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましい(②又は③?)。</p> <p><京都市審議会> 現行条例の個人情報取扱事務目録の作成・公表から改正法の個人情報ファイル簿の作成・公表の制度に移行することが適当。個人情報ファイル簿には、目的外利用・提供する場合の利用目的や提供先の記載</p>

				義務を新条例で課すことが適当。本人の数が1000人に満たない個人情報ファイルを含め、網羅した一覧表の作成・公表について、新条例で課すことが適当(②又は③?)。 <神戸市審議会>法定の個人情報ファイル簿の公表で足り、別の帳簿を新たに作成・公表する必要はない(①?)。
			任意的に作成するとして、個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿等のいずれにするか。	ファイル単位の個人情報ファイル簿と、事務単位の個人情報事務登録簿等では、どちらが住民にとってわかりやすいか。職員の作成の負担は違うか。
			個人情報ファイルを構成しない個人情報(検索性なし)につき個人情報事務登録簿等を作成するか。	従前から作成していたとしたら、作成をやめる理由はあるか。
	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知につき、自治体に関する規定なし(74条)。	個人情報保護の所管部署に対する事前通知を規定するか。	<京都市審議会>市長への届出の義務を新条例で課すことが適当。
開示決定等				
	開示決定等の期限	初日不算入で原則30日、延長はプラス30日以内(83条)	改正法よりも短期の期限を定めていた場合、短期のままとするか。	<神奈川県審議会>請求者の利益→短期のまま。情報公開請求は請求量が膨大となる場合も想定されるため、現状維持。 <神戸市審議会>これまでも対応できていたという実情→短期のまま。 <横浜市審査会(個人情報保護)>これまでも対応が困難であったという実情→改正法に合わせる。改正法の適用により開示が遅延することのないよう、条例上何らかの措置が必要である。
			初日参入を初日不算入に改めるか。...情報公開条例もどうするか。	条例の規定は初日参入でも、改正法の初日不算入の日数以下になるように定めれば、法的には問題なし?ただし、電子申請等により午前0時に開示請求等がされた場合、改正法では例外的に初日参入して30日以内となるが(民法

				<p>138条・140条ただし書)、条例で初日参入して31日以内と規定していたら、改正法より1日長くなってしまい、改正法に違反する？</p> <p><個情委Q&AQ5-6-2>期間計算の方法については、民法140条の規定に基づき初日不算入とし、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできない。</p> <p><神奈川県審議会>改正法においては、参入方法は初日不算入とされ、自治体が初日参入とする定めを設けることは許容されていないことから、初日不算入の取扱いとすることが適当である。</p>
	不開示情報	情報公開条例の規定により開示することとされている情報を条例によって不開示情報から除外可能、情報公開条例の規定により不開示とすることとされている情報を不開示情報に追加可能(78条2項)。	不開示情報を追加するか。	<p>各自治体の情報公開条例の規定次第。</p> <p><京都市審議会>現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められるが、実質的な違いはなく、改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はない。改正法の不開示情報と、情報公開条例における不開示情報との規定に違いが生じる箇所があるため、改正法に表現をそろえることが必要である。</p>
	手数料	実費の範囲内において条例で定める手数料を徴収する(89条2項)。	請求手数料・実施手数料を徴収するか。それとも写しの交付における実費相当額だけを徴収するか。	<p>自己情報コントロール権の尊重、濫用のおそれ小→実費相当額だけの徴収にとどまる自治体が大半か？</p> <p><神戸市審議会>法改正の直接適用を受けることによって、特段、開示手続に伴う費用負担が増減する要因は認められない。</p>
	審査会への報告		従前から存否応答拒否決定等をした際に審査会に報告をしていた場合、当該報告を続けるか。	<京都市審議会>存否応答拒否決定をした場合のほか、例外的な決定をした場合にも、審査会への報告を新条例で義務付けることが適当。
	訂正請求・利用停止請求における開示請求の前	改正法は開示請求前置主義を採用しているが、改正法に反しない限り、条例で必要な	前置主義を採用していた自治体は、前置主義を継続するか。	<個情委Q&AQ5-8-2>訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、本人が開示を受けていない保有個人情報

	置	規定を定めることを妨げるものではない(90条・98条・108条)		報についても訂正請求や利用停止請求の対象とするような法施行条例を規定することは妨げられない。 <京都市審議会>開示請求の前置を求めることは、制度運用を安定的にするものでもあるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はない。 <神奈川県審議会>開示請求前置主義を採用していない現行条例の下において、制度の円滑かつ安定的な運用に支障が生じるような実情は認められないことから、改正法の下においても、引き続き、開示請求前置主義を採用しないことが適当である。
行政機関等匿名加工情報				
	導入の当否	当分の間、都道府県及び政令指定都市以外の自治体の機関並びに地方独立行政法人による行政機関匿名加工情報制度の実施は任意(附則7条)。	任意だが実施するか。	<春日部市当局>匿名加工情報の提案募集は現在事例が少なく、さらなる事例やノウハウの研究が必要なため、当分の間実施せず、今後の国、検討の動向を注視する。
	手数料	実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納める(119条3項)。	条例で定める手数料の額を政令で定める額と同額とするか。	<京都市審議会>政令で定める額を標準にした手数料は、国において実費を勘案して算出したものであり、同額を徴収することは適切である。
審査請求・審査会・審議会				
	審査請求における審理		インカメラ審理やヴォーン・インデックスの規定は残すべきか。	<神戸市審議会>インカメラ審理やヴォーン・インデックスは、審議会の審議をより適正かつ迅速に行うための権能であるところ、情報公開制度や自己情報開示制度における特有の権能であり、引き続き規定すべきである。
	審査請求を棄却する場合等における手続	開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決等をする場合	条例で原処分時に反対意見書を提出したのみの第三者に対しても措置を講じる必要があるか。	<神奈川県審議会>第三者が審査請求の手続に参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障

		は、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置く等の措置を講じる(107条1項・86条3項)。		を与える必要はない。情報公開請求においても同様であり、情報公開条例も見直すことが適当である。
	審議会の独自性	審議会の関わりは「特に必要であると認めるとき」の諮問に限定(129条)。	審議会の役割が縮小したとして、審査会との併合等を検討するか。	〈高槻市審議会〉個人情報保護運営審議会・個人情報保護審査会・情報公開審査会・行政不服審査会の担当事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置することは、各制度の関連性、担当事務の性質、運営方法の効率性等を踏まえると、一定の合理性が認められる。
施行状況の公表				
	施行状況の公表	施行状況は個人情報に報告し、その概要が公表される(165条)。	概要にとどまらない施行状況の詳細を独自に公表するか。	〈神奈川県審議会〉県独自の公表は、個人情報による公表内容等にかかわらず、今後とも意義のあるものと考えられる。
事業者に対する指導等				
	事業者に対する指導等		事業者に対する指導等についての条例の規定を有する自治体は、当該規定を存続させるか。	自治体は引き続き事業者に対する指導等を行うか。行うとして、条例の規定がなくなれば、職員の意識は低下するか。 〈春日部市当局〉規定がなくてもできるので、条例は不要。公表措置については、法律に規定がないため制定することは許容されない。 〈北海道審査会〉事業者の保有する個人情報の保護対策については、改正法の規定が直接適用されることから、規定を設ける必要はない。
情報公開制度				
	開示決定等の期限		改正法に合わせて開示決定等の期限を見直すべきか。	〈横浜市審査会(情報公開)〉一般開示については、本人開示請求と合わせる必要はないと考えられる。
	不開示情報		「非公開情報」や「非開示情報」という名称を「不開示情報」に改めるべきか。	〈横浜市審査会(情報公開)〉「非開示情報」との名称についても、改正法に合わせて「不開示情報」に改めることが適当である。 〈情報公開審査会Q&Aマニュアル〉行政法専門的な用語としては、一般「公開」と特定の住

				民に対する請求者「開示」となる。「公開」の反対語は「非公開」、「開示」の反対語は「不開示」となる。
			法令秘情報を不開示情報から除外すべきか。	<横浜市審査会(情報公開)>法令秘情報は行政運営情報等これら以外の事由により不開示とすることが可能なので、運用はなんら変わらないものとなる。法令秘情報の規定を削除し、その他文言を調整する等の改正を行うことが適当である
			情報公開法5条1号の2に準じて、情報公開条例において行政機関等匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を不開示情報に追加するか。	<神奈川県審議会>行政機関等匿名加工情報制度について特別な手数料規定を設けた趣旨や、行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨等に鑑み、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を新たな不開示情報とする規定を設けるとともに、裁量的開示の対象からも除外することが適当である。
	処分後の公開の 手続と処分の期 限	開示を受ける者は、開示の実施の方法等を開示決定通知のあった日から30日以内に申し出なければならない(87条4項)。	情報公開条例においても同様の規定を設けるか。	<神奈川県審議会>開示決定は当該決定を行った時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があるという改正法87条4項の趣旨は、情報公開請求においても妥当する。
	手数料		実費として徴収していた費用を手数料と位置付けるべきか。	<横浜市審査会(情報公開)>同じ開示の際の費用なのに、一般開示請求か本人開示請求かにより、その性質が異なるのも平仄が合わない。情報公開条例においても手数料と改めることが適当である。
	情報公開審査会	個人情報保護審査会は行服法81条1項・2項の附属機関と位置付けられる(改正法105条3項)。諮問は行服法43条ではなく改正法105条1	情報公開審査会も行服法81条1項・2項の附属機関と位置付けるべきか、それとも同各項の附属機関以外の附属機関と位置付けるべきか。	行服法81条1項・2項の附属機関は、同法43条1項の諮問を受ける機関か？ そうとは限らないと解すると、同法81条3項が準用する74条1項につき、「第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁」を単に「審査

		項・3項による(改正法106条1項)。		<p>庁」に読み替えが必要？ 審理員を適用除外とする場合、裁決主文が審理員意見書及び答申書と異なる内容である場合における「異なることとなった理由」の記載は不要となり、単に「理由」の記載だけでいい(9条1項・3項、別表第一)？ <神奈川県審議会>情報公開審査会については、その法的位置付けに変更はない。 <新・個人情報保護法の逐条解説>行服法81条1項又は2項の機関として設置される個人情報保護審査会を設置していた例もある。</p>
			<p>個人情報保護審査会は行服法81条1項・2項の附属機関、情報公開審査会は同各項の附属機関以外の附属機関と位置付けた場合、一つの附属機関として設置することは可能か。</p>	<p>一つの附属機関に二つの機能・設置根拠が存在することを妨げる法理・事情なし？ 二つの附属機関に分けると、同日に二つの附属機関で審理をした場合、委員の報酬がそれぞれ必要になる(併給制限規定を設けない場合)。 <横浜市審査会(個人情報保護)>81条機関が、行審法第81条に定める事項以外の機能を担うことは何ら禁じられていないので、現行の情報公開条例第22条第1項(審査請求に関する諮問)及び第2項に定める審査会の重要な役割を、引き続き審査会に担わせることが適当である。</p>
			<p>個人情報保護審査会と同様の手続規定となるように、行服法の規定と同内容に情報公開条例・情報公開審査会条例を改正するか。</p>	<p><神奈川県審議会>個人情報保護審査会に適用される行服法上の調査審議の手続等に関する規定との整合性を確保するため、現行の情報公開条例に規定する審査会の調査権限を行服法上の調査権限と同等のものとするとともに、同条例の規定に基づいて審査請求人等が審査会に提出する意見書又は資料に提出期限を設定できるよう各規定を見直すことが適当である。</p>

改正手続				
	検察庁協議		罰則につき検察庁協議が必要か。	原則として検察庁協議が必要だが、従前の罰則と実質的には異ならないため、協議自体は簡潔なものとなる可能性あり。
	審議会等への諮問		審議会等へ諮問するか。	諮問した自治体は少数か？
	パブリックコメント		パブリックコメントをするか。	審議会等への諮問は行わないが、パブコメは行う自治体も少なくない。